一　管理技術者（設計）については、180床以上の病院の新築の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を１件以上有する者。

二　管理技術者（監理）については、90床以上の病院の新築の工事監理について管理技術者又は担当技術者として担当した実績（参加しようとする企業における実績に限る。）を１件以上有する者。

②　設計業務の主任担当技術者［建築意匠、建築構造、電気、機械］（以下「主任担当技術者」という。）として配置する者は次の実績を有すること。

・90床以上の病院の新築の実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（現在所属する企業における実績かつ、同業種の実績に限る。）を１件以上有する者。

⑵　次の①から⑧の条件を満たしている単体企業であること。

①　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第１項各号に掲げる者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者に該当しないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に設計、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を締結しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

③　②に該当する者を入札代理人として使用しない者

④　厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、九州沖縄ブロックの競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑤　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（④の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑦　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定の技術者の資格

⑵　配置予定の技術者の経験及び能力　過去の業務実績、手持ち業務の状況、受賞歴

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、テーマに対する技術提案

5　手続等

⑴　担当部署　〒861―1196 熊本県合志市須屋2659　独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院企画課　上園　直仁　電話096―242―1000　内線220　ＦＡＸ096―242―2619

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成27年２月25日（水）から平成27年３月12日（木）まで。（土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。）

②　交付場所　⑴担当部署に同じ。

⑶　参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

①　提出期間　平成27年２月26日（木）から平成27年３月12日（木）まで。（土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。）

②　提出場所　⑴担当部署に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

⑷　技術提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

①　提出期間　平成27年３月24日（火）から平成27年５月７日（木）まで。（土日祝日を除く９時00分から17時00分まで。）

②　提出場所　⑴担当部署に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

6　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑸　2⑴④に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていないものも5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shigehiro Imamura, Director, National Hospital Organization Kumamoto Saishunsou Hospital

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Architectural design (basic design and final design) and Contract administration for Director, National Hospital Organization Kumamoto Saishunsou Hospital

⑷　Time-limit to express interests : 17 : 00 March 12, 2015

⑸　Time-limit for the submission of proposals : 17 : 00 May 7, 2015

⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Naoto Uezono, Director, Accounting Division, Director, National Hospital Organization Kumamoto Saishunsou Hospital, 2659 Suya Koshi-shi Kumamoto-ken 861―1196, Japan. TEL 096―242―1000 ext. 220 FAX 096―242―2619

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

平成 27 年 2 月 24 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　業務概要

⑴　品目分類番号　73

⑵　業務名　高速横浜環状北線・北西線広報業務（平成27年度）

⑶　業務内容　高速横浜環状北線・北西線に関する広報検討及び広報の実施

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から360日間

⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、業務提案書及び見積書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。